

## ～ 暮らしの危険 二度と取り戻せない～貴金属等の買い取りサービス～

**事例** 自宅に貴金属の買い取り業者が来て、「不要になった貴金属を買い取る」と言われた。売る気はなかったが、家にあった指輪を2つ見せてしまった。すると「3千円で買い取る」と一方的に言われ、最初は断ったが、執拗に迫られて怖くなってしまい、3千円を受け取り、指輪を渡してしまった。後で考えると、2つの指輪とも10万円以上した高価なものであり、取り戻したい。(60代 女性)

最近、業者が消費者の自宅を訪問し、金やプラチナ等の貴金属を使ったアクセサリーを買い取るという相談が急増しています。

「着物を見せてください」と言って消費者宅に上がり込み、「アクセサリーも見せてほしい」と言って、貴金属の買い取りを行う業者も見受けられます。

相談事例のように、強引に買い取りを迫ったり、貴金属の本来の価格より著しく低価で買い取っていく業者が多く、後から返品を求めても、「すでに金属を溶かしてしまった」などと言われ、返品されないケースがほとんどです。

消費者へのアドバイス

- ① 買い取り業者に訪問されても、買い取ってもらおうつもりがないなら、きざんとして断りましょう。また、業者に貴金属等を見せるのはやめましょう。一度業者に見せてしまうと、断るのがさらに難しくなります。
- ② 訪問した業者に退去するように言っても居座ったり、何か貴金属等を出せと強く迫るなど、恐怖を感じたときは警察を呼びましょう。
- ③ 業者に買い取りを依頼する場合は、強引な買い取りを行う業者も多いので、家族や近所の人にも同席してもらい、一人で対応しないようにしましょう。
- ④ 貴金属等の古物を買い取るサービスを行う業者は、消費者宅で買い取りを行うときは「古物商許可証」又は「古物行商従業者証」を携帯しなければなりません。契約前には業者の住所や電話番号を確認し、古物商許可証等の提示を求めてください。これらの要求に対応できない業者とは契約しないようにしましょう。
- ⑤ 貴金属等の買い取り業者の強引な勧誘を受けたり、不安を感じたときは、お近くの消費生活相談窓口にご相談してください。

## 企画財政課のお知らせ

サイド・バイ・サイド 問合せ／人権推進担当 ☎ 991-1815

6月23日から29日までの1週間は  
“男女共同参画週間”です。

本年度は、「**ポジティブ・アクション**」  
(積極的改善措置)の推進を重点とします。

キャッチフレーズは

最優秀作品 「**チャンスをつかち、未来を拓こう**」  
です。

優秀作品 「**活かす、きらめく、女性の力**」

優秀作品 「**やってみる？その一言で社会が変わる**」  
以上の3作品が選ばれました。

古い固定観念などにより、日本では他の先進国と比較して、指導的な立場で活躍する女性が少ないのが現状です。

このため、社会の様々な活動に参画する機会の格差を改善するため、必要な範囲において、女性に積極的に機会を提供する取組を「ポジティブ・アクション」(積極的改善措置)と呼び、企業、団体、地域社会などで推進することが求められています。

## わが家のエンジェル

### My Sweet Faces!

このコーナーではお子さんの写真を紹介しています。  
◆写真・住所・ご両親の氏名とお子さんの氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号・簡単なコメントを添えて、総務課 秘書広報担当までお申込みください  
◆応募多数の場合は、先着順に掲載します



いのうえ なつ  
**井上 捺ちゃん**  
[H22.6.8]

あおい  
**葵ちゃん**  
[H18.1.28]

(コメント)

のびのび健やかに育ってね  
【裕介・淑乃】  
(ゆめみ野4丁目)



いのうえ はる  
**井上 悠くん**  
[H21.6.19]

(コメント)

楽しい毎日をありがとう♡  
【豪・香菜子】  
(大字田島)

「タメ。ゼンタイ。」普及運動 6月20日(月)～7月19日(火)

ティーンエイジャーの薬物使用はもっとも深刻な社会問題です。